

# 令和3年度塩竈市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度塩竈市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	26,307 戸
(2) 年間総給水量	7,089,773 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	19,424 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
第7次配水管整備事業	105,000 千円
第2次老朽管更新事業	132,730 千円
排水処理施設及び電気計装類更新事業	830,152 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益		1,685,980 千円
	第1項 営業収益		1,588,493 千円
	第2項 営業外収益		97,485 千円
	第3項 特別利益		2 千円
		支	出
第1款	水道事業費用		1,457,399 千円
	第1項 営業費用		1,311,602 千円
	第2項 営業外費用		75,597 千円
	第3項 特別損失		60,200 千円
	第4項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額713,862千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額91,187千円、過年度分損益勘定留保資金178,927千円、当年度分損益勘定留保資金203,748千円、減債積立金40,000千円、建設改良積立金200,000千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		846,933 千円
	第1項 企業債		801,500 千円
	第2項 負担金		5,522 千円
	第3項 出資金		1,304 千円
	第4項 補助金		37,946 千円
	第5項 開発負担金		660 千円
	第6項 固定資産売却代金		1 千円
		支	出
第1款	資本的支出		1,560,795 千円
	第1項 水道改良費		102,913 千円
	第2項 第7次配水管整備事業費		105,000 千円
	第3項 第2次老朽管更新事業費		132,730 千円
	第4項 排水処理施設及び電気計装類更新事業費		830,152 千円
	第5項 企業債償還金		380,000 千円
	第6項 予備費		10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
塩竈市水道料金等調定収納システム更新業務	令和3年度から令和8年度	40,581 千円
公用車両再リース(令和3年度分)	令和3年度から令和5年度	1,045 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
第7次配水管整備事業費	千円 71,900	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
第2次老朽管更新事業費	65,600			
電気計装類更新事業費	664,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用
- (2) 資本的支出第1款資本的支出のうち、第1項水道改良費、第2項第7次配水管整備事業費、第3項第2次老朽管更新事業費、第4項排水処理施設及び電気計装類更新事業費、第5項企業債償還金に係る予算額に過不足を生じた場合における項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 255,676 千円
- (2) 交際費 10 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,672千円と定める。

令和3年2月16日提出

塩竈市長 佐藤 光樹